

保護者の皆様

学校いじめ防止基本方針

大島町立つばき小学校

いじめに関する基本的認識

- ・いじめは、人として決して許されない行為である。日頃から、「いじめは絶対に許されない」とする毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示し、道徳教育や心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて、教師が正しく認識し指導することが大切である。
- ・いじめは、どの学校、どの学級でも起こりえることから、学校・家庭・地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

学校いじめ対策委員会

- ・「学校いじめ対策委員会」を設置する。いじめ問題への対応について中核的な役割を担うものである。
- ・校長、副校長、生活指導主任、各担任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者から構成する。
- ・いじめ問題の対応に当たっては、全ての教員がそれぞれの役割と責任に応じて主体的に関わり、連携協力することが大切である。

4つの主な取組と役割分担

未 然 防 止

早 期 発 見

早 期 対 応

重大事態への対処

◎いじめに関する校内研修計画、実施

- 担当者(生活指導主任)
- *内 容
 - ・研修会の報告
 - ・学級経営の充実
 - ・授業中における児童指導の充実

◎いじめに関する授業の充実

- 担当者(生活指導主任、担任)
- *内 容
 - ・道徳授業の充実
 - ・学級活動の充実
 - ・情報モラル教育の充実

◎学校サポートチームとの定期的な連絡会議の開催

- 担当者(生活指導主任)
- *内 容
 - ・民生児童委員、大島警察署、教育長、教育相談室長、子ども家庭支援センター、校長、副校長、生活指導主任との連絡会議

◎ＳＣによる全員面接

- 担当者(特別支援コーディネーター、教育相談担当)
- *内 容
 - ・ＳＣによる全員面接（５年生）
 - ・ＳＣと担任と特別支援
 - ・学校いじめ対策委員会との連携

◎いじめ実態調査の実施・分析・活用

- 担当者(生活指導主任、担任、副担任)
- *内 容
 - ・いじめの実態把握質問
 - ・振り返りアンケート実施
 - ・担任による実態把握と発見、生活指導夕会で報告
 - ・複数の教員による観察
 - ・ＳＣとの連携
 - ・実態調査の保管（中学校卒業までデータで保管）

◎学校・学年だよりや保護者会の積極的な活用

- 担当者(各担任)
- *内 容
 - 保護者への協力
 - 地域(民生児童委員、主任児童委員等)への協力依頼
 - 学校と家庭との連携

◎被害の児童・保護者に対する

ＳＣ等を活用したケア

- 担当者(担任、副担任、養護教諭、ＳＣ)
- *内 容
 - ・情報把握と事実確認
 - ・いじめを受けた児童の保護者との連携
 - ・保護者との日常的な連携
 - ・ＳＣ等を活用した心のケア

◎加害の児童に対する組織的・

継続的な観察、指導等

- 担当者(生活指導主任、担任、副担任)
- *内 容
 - ・学校いじめ対策委員会の編成と対応会議
 - ・対応方針と役割分担の決定
 - ・事実の究明と支援及び指導
 - ・いじめの関係者への指導
 - ・いじめを行った児童の保護者との連携
 - ・ＳＣ等を活用しいじめを行った児童への心のケア

◎地域人材を活用した

登下校時の見守り

- 担当者(副校長、生活指導主任)
- *内 容
 - ・大島警察署等の登下校の見守り
 - ・明治会・千歳会の登校の見守り

◎被害の児童に対する複数教員によるマンツーマンでの保護

- 担当者(担任、副担任、養護教諭、ＳＣ、生活指導主任)
- *内 容
 - ・担任及び副担任、養護教諭生活指導主任等による複数での指導体制
 - ・ＳＣとの連携

◎警察への相談・通報

- 担当者(副校長)
- *内 容
 - ・犯罪となり得る重篤なケースの報告

◎学校いじめ対策緊急保護者会の開催

- 担当者(副校長)
- *内 容
 - 緊急保護者会対応
 - 経過説明、対応策、再発防止策